

<医療情報取得加算>

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診（3月に1回）	する	1点
	しない	2点

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

<医療DX推進体制整備加算>

オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報等を診療に活用し、質の高い医療を提供するための医療DXに対応する体制等を確保する医療機関として、医療DX推進体制整備加算の施設基準に適合し、届出を行っています。

<明細書発行体制等加算>

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

<ベースアップ評価料>

1. 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
2. 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）3

主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）3 の施設基準に適合し、届出を行っています。